

墨田区監査委員公告第 1 号

令和 7 年度定期監査(第 2 回)等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 8 年 5 月 22 日

墨田区監査委員	岩 佐 一 郎
同	小 暮 和 敏
同	堀 内 芳 訓
同	おおこし 勝広

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>7 監査結果</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p style="margin-left: 60px;">a 物件の調達、委託等に係る起案文書がないものがあった。(広報広聴担当、職員課、地域活動推進課、介護保険課、子ども施設課、都市計画課、住宅課、環境政策課)</p> <p style="margin-left: 60px;">b 起案文書に事案の決定権者の押印や承認がないまま、事務事業が行われているものがあった。(広報広聴担当、指導検査課)</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p style="margin-left: 60px;">a 助成金等の金額の算定を誤って、支出しているものがあった。(生活福祉課、防災課)</p> <p style="margin-left: 60px;">b 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、部長による専決としているものがあった。(密集市街</p>	<p>7 監査結果</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p style="margin-left: 60px;">a 起案文書の作成漏れについて、改めて物件の調達、委託等に係る起案文書を作成し、適正な事務手続きを行った。事務事業を実施するにあたり、実施起案の作成及び内容の確認を行い、事案関係者が審査・決定する際に、進行状況に応じた事務処理が適切に行われているかの確認行為を徹底する。</p> <p style="margin-left: 60px;">b 起案文書の押印漏れや承認がないものについて、改めて決定権者の押印や承認により、適正な事務手続きを行った。同様の事例が生じないように、発生した事例を課内で共有するとともに、課長から係長、所属職員に対して、事案の決定手続における留意点等を指導した。</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p style="margin-left: 60px;">a 助成金等の金額の算定誤りについて、改めて追加支出するなど、適正な事務手続きを行った。</p> <p style="margin-left: 60px;">b～e 墨田区事案決定規定に定める正当な決定区分により、</p>

地整備推進課)

- c 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、副区長による専決としているものがあった。(会計管理担当)
- d 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(障害者福祉課)
- e 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長による専決としているものがあった。(都市計画課、安全支援課)
- f 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(職員課、税務課、経営支援課、産業振興課、障害者福祉課、高齢者福祉課、子育て政策課、住宅課、建築指導課、不燃・耐震促進課、防災課、都市整備課、立体化推進課、環境政策課)

追認処理を行った。

本件について、今後同じ事例が発生しないよう、所属内で指摘事項の内容を共有するとともに、起案を回議する際には、作成者はもとより、文書取扱主任及び決定関係者等による規程の確認を徹底し、再発防止に努める。

事案決定区分の誤りについては、各所属で毎年の指摘事項となっていることから、職員が適切に判断できるよう、適宜規程の見直しを行うとともに、担当部署において相談に応じている。また、規程が分かりにくい箇所は、解説を付記し、質疑応答形式による事例集を作成して全庁共有している。

今後も、わかりやすい規程整備に努めるとともに、引き続き、職員に対し、事務処理の際の当該規程の確認を徹底するよう指導していく。

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 事務の適正な執行について</p> <p>・前年度に指摘した特殊勤務手当の不適正な支給の事案がなかったことは改善点であり、評価できるが、今回も、多くの課で事案の決定手続が存在しない、あるいは決定権者による決定が適正になされないまま事務が執行されるという墨田区事案決定規程に違反する事例が発生した。また、このほかにも助成金交付額等の算定誤りなど、内部統制の観点から改善を要する事項が認められた。</p> <p>事務事業の執行に当たって、事案の決定手続の不存在や誤りは、組織の意思決定に瑕疵があることを意味しており、当該事務事業の公務としての信頼性が損なわれる。また、助成金の交付事務等の誤りは、区政に対する信頼を失いかねない点で、深刻に受け止めるべき事項である。</p> <p>特に事案決定手続の誤りについては、この間、区長部局等において事案決定規程の一部見直しや個別の組織に対する注意喚起等の取組がなされてきたが、結果として今回も同じ指摘を繰り返すこととなった。</p> <p>改善の結果を出すためには、起案者となる職員の意識づけやスキル向上はもちろん、回議の過程にいる係長、文書取扱主任、課長等のそれぞれのチェック機能や指導力の向上が必要不可欠である。</p> <p>また、一方では、区政運営のスピード感が求められる昨今の社会経済情勢を踏まえ、区長、副区長、部長及び課長のそれぞ</p>	<p>・事案決定区分の誤りについては毎年の指摘事項となっていることから、これまで適宜規程の見直しを行っている。今後は、誤りが発生する原因の分析を行うとともに、規程の見直しや職員への注意喚起の徹底を図るなど、問題解決に向けてより一層の取組に努めていく。</p>

れの権限と責任の分担のあり方を踏まえた事案決定規程の根本的な見直しを検討することも必要であると考ええる。

本指摘事項については、全庁を挙げた組織横断的な原因分析に基づく的確な解決策の実行による改善に取り組まれない。

また、指導・注意事項については、今年度、庶務システム、財務会計システム及び文書管理システムが新たな内部情報システムへ移行したことに伴い、入力内容や操作手順の変更があったことが、その発生の一因となっていると考えられる。しかしながら、これらは研修の実施やマニュアル整備、チェック体制の構築により相当程度に予防できるものである。

今後は、事務処理マニュアルの早期整備・改訂と全庁的な職員への周知徹底のほか、休暇・旅費・財務会計等の事務処理に係るチェック体制の強化や職員への継続的な研修の実施などにより、誤りや不備の発生防止に取り組まれない。

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その1）について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 工事件名：二葉小学校増築その他工事</p> <p>監査委員意見</p> <p>本工事は、「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき地域の児童数の増加等に早期に対応するための増築・改修工事であり、計画、設計、積算、工事監理、施工等の各段階において適切に実施されていることが確認された。</p> <p>特に、クラウドシステムを活用した関係者間の情報共有やWEBカメラの設置による現場作業状況の遠隔確認など、DX化の取組による生産性の向上は評価できる。また、屋内運動場棟では、Low-Eガラスの導入や断熱材の吹付けなどによるエネルギー消費量の削減が図られたことは高く評価するものである。一方で、既存校舎の省エネ化が十分でないことから、「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を実現するためにも、段階的な省エネ改修や運用改善の推進が望まれる。</p> <p>本工事終了後は、新たに改定された「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき維持管理を行うものと思料するが、学校施設の特性を踏まえ、「予防保全」を効率的かつ効果的に実施し、経済性の観点から長期的なトータルコストの削減等を図りつつ、維持管理が計画的に実行されることを期待する。</p>	<p>・引き続き、適正な工事の施工に取り組んでいくほか、墨田区学校施設長寿命化計画や公共施設（建物）長期修繕計画に基づく予防保全の取組をはじめとした、適切な施設保全に努めていく。</p> <p>また、段階的な省エネ化等の推進については、施設の状況を踏まえ検討していく。</p>

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その2）について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1)工事件名：大横川親水公園清平橋南側インクルーシブ遊具整備工事</p> <p>監査委員意見</p> <p>本工事は、「墨田区公園マスタープラン」に基づくインクルーシブ遊具整備工事であり、計画、設計、積算、工事監理、施工等の各段階において適切に実施されていることが確認された。</p> <p>本工事のようなインクルーシブ遊具を設置した遊具広場の整備は、墨田区で初めてであり、ユニバーサルデザインの視点から高く評価できる。国土交通省も「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」(令和4年3月策定)で、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の公園利用者が安全・安心で快適に利用できるようバリアフリー化の推進を掲げている。今後も共生社会の実現に向け、インクルーシブ遊具の設置を進めていくべきである。</p> <p>一方、安全管理等では、新規入場者教育の記録や監理技術者の巡回記録について改善の余地があった。新規入場者教育は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等で求められているものであるため、実施記録を作成する必要がある。また、監理技術者の巡回記録についても、監理技術者の職務上巡回が不可欠であり、工事を適正に実施する観点から作成することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規入場者教育の実施を記録する書式を定め、監査日以降に実施する教育から記入することにした。 監理技術者の巡回を記録する記入欄を日報に設けて監査日翌日の巡回から記入することにした。

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>第1 定期監査（第2回）</p> <p>7 監査結果</p> <p>（1） 指摘事項</p> <p>ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあつた。</p> <p>（ア） 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p> a 物件の調達、委託等に係る起案文書がないものがあつた。（庶務課）</p> <p>（イ） 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p> a 助成金等の金額の算定を誤って、支出しているものがあつた。（指導室）</p>	<p>第1 定期監査（第2回）</p> <p>7 監査結果</p> <p>（1） 指摘事項</p> <p> ア（ア） a （庶務課） 当該の事案については、起案及び決定を行った。 起案者には改めて契約手続きの流れやマニュアルを確認するよう指導するとともに、承認者が年度当初に予算照会書と突合するなど複数人で確認を行うこととする。</p> <p> ア（イ） a （指導室） 該当の支出（謝礼金）については、従事者に対して返還処理を行ったとともに、源泉徴収分については、歳計外収入科目から歳出科目へ振替処理を行った。</p>

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>f 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(学務課、指導室、すみだ教育研究所、地域教育支援課)</p>	<p>ア(イ) f 決定権者に誤りがある文書について、正しい決定権者により追認した。</p>

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>第1 定期監査（第2回）</p> <p>8 監査委員意見</p> <p>（1）事務の適正な執行について</p> <p>前年度に指摘した特殊勤務手当の不適正な支給の事案がなかったことは改善点であり、評価できるが、今回も、多くの課で事案の決定手続が存在しない、あるいは決定権者による決定が適正になされないまま事務が執行されるという墨田区事案決定規程に違反する事例が発生した。また、このほかにも助成金交付額等の算定誤りなど、内部統制の観点から改善を要する事項が認められた。</p> <p>事務事業の執行に当たって、事案の決定手続の不存在や誤りは、組織の意思決定に瑕疵があることを意味しており、当該事務事業の公務としての信頼性が損なわれる。また、助成金の交付事務等の誤りは、区政に対する信頼を失いかねない点で、深刻に受け止めるべき事項である。</p> <p>特に事案決定手続の誤りについては、この間、区長部局等において事案決定規程の一部見直しや個別の組織に対する注意喚起等の取組がなされてきたが、結果として今回も同じ指摘を繰り返すこととなった。</p> <p>改善の結果を出すためには、起案者となる職員の意識づけやスキル向上はもちろん、回議の過程にいる係長、文書取扱主任、課長等のそれぞれのチェック機能や指導力の</p>	<p>第1 定期監査（第2回）</p> <p>8 監査委員意見</p> <p>（1）事務の適正な執行について</p> <p>指摘事項（事案の決定手続の不存在、決定権者の誤り及び助成金交付額の算定誤り）を受けて、今後の適正な事務の執行のため、改めて根拠規定の確認の周知徹底を行うことにより、起案者である各職員への意識づけと正しい理解を促し、個々のレベルアップを図る。また、回議過程においては、承認者及び決定権者についても適宜、根拠規定の確認を行い、事案決定の手続に不備がないよう起案者に指導することにより、組織のチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>指導・注意事項（休暇、旅行命令、執行手続、契約、契約履行に関する誤り及び不備）については、起案者、承認者及び決定権者のいずれも、新たな内部情報システムのマニュアルや各所管課の発出通知等の確認を徹底するよう改めて周知する。さらに、マニュアルや通知について、職員間で、情報を共有し、共通認識を持つことにより、事務処理の誤り及び不備の発生防止に努める。</p>

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>向上が必要不可欠である。</p> <p>また、一方では、区政運営のスピード感が求められる昨今の社会経済情勢を踏まえ、区長、副区長、部長及び課長のそれぞれの権限と責任の分担のあり方を踏まえた事案決定規程の根本的な見直しを検討することも必要であると考えます。</p> <p>本指摘事項については、全庁を挙げた組織横断的な原因分析に基づく的確な解決策の実行による改善に取り組まれない。</p> <p>また、指導・注意事項については、今年度、庶務システム、財務会計システム及び文書管理システムが新たな内部情報システムへ移行したことに伴い、入力内容や操作手順の変更があったことが、その発生の一因となっていると考えられる。しかしながら、これらは研修の実施やマニュアル整備、チェック体制の構築により相当程度に予防できるものである。</p> <p>今後は、事務処理マニュアルの早期整備・改訂と全庁的な職員への周知徹底のほか、休暇・旅費・財務会計等の事務処理に係るチェック体制の強化や職員への継続的な研修の実施などにより、誤りや不備の発生防止に取り組まれない。</p>	

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>第2 随時監査（その1）</p> <p>7 監査委員意見</p> <p>本工事は、「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき地域の児童数の増加等に早期に対応するための増築・改修工事であり、計画、設計、積算、工事監理、施工等の各段階において適切に実施されていることが確認された。</p> <p>特に、クラウドシステムを活用した関係者間の情報共有やWEBカメラの設置による現場作業状況の遠隔確認など、DX化の取組による生産性の向上は評価できる。また、屋内運動場棟では、Low-Eガラスの導入や断熱材の吹付けなどによるエネルギー消費量の削減が図られたことは高く評価するものである。一方で、既存校舎の省エネ化が十分ではないことから、「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を実現するためにも、段階的な省エネ改修や運用改善の推進が望まれる。</p> <p>本工事終了後は、新たに改定された「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき維持管理を行うものと思料するが、学校施設の特性を踏まえ、「予防保全」を効率的かつ効果的に実施し、経済性の観点から長期的なトータルコストの縮減等を図りつつ、維持管理が計画的に実行されることを期待する。</p>	<p>第2 随時監査（その1）</p> <p>7 監査委員意見</p> <p>既存校舎の省エネ化に関しては、定期的な設備更新時に高効率な機器選定などを進めることに加え、適切な機器使用などの運用改善を促していく。また、「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理を実施していく。</p>